

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

告 示

- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件
- 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件
- 生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件

- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件
- 生活保護法による指定医療機関が指定を辞退した件

- 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件二件
- 保安林の指定をする予定である旨の通知をすることになっている森

- 林所有者等の所在が不明のため当該通知の内容を掲示する件
- 土地収用法により事業の認定をした件

公 告

- 一般競争入札を行う件
- 落札者を決定した件二件

- 福島県選挙管理委員会
- 不在者投票のできる施設の指定を取り消した件

- 福島海区漁業調整委員会
- すくい網漁業について指示する件

- こうなご電気棒受網漁業について指示する件

告 示

福島県告示第七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年二月八日

五 五

| 名 称 | 所 在 地 | 福 島 県 知 事 | 藤 雄 平 | 指 定 年 月 日 |
|--|------------------|-----------|-------|-------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 福 島 県 知 事 | 藤 雄 平 | 指 定 年 月 日 |
| 浜通りふれあい診療所 | 相馬市沖ノ内一丁目二一〇 | | | 平成二十四年一月一日 |
| ふくしま共同診療所 | 福島市大田町二〇一七 | | | 同 同 年 二月一日 |
| 医療法人昨雲会 山都診療所 | 喜多方市山都町字古屋敷四六四一三 | | | 同 同 年 〇月一〇日 |
| 喜多方腎泌尿器クリニック | 喜多方市三丁目四七八二 | | | 同 同 年 〇月一〇日 |
| 医療法人かみお歯科医院 | 会津若松市中央一五一一六 | | | 同 同 年 〇月一〇日 |
| 荒川歯科医院 | 南相馬市原町区旭町一六五 | | | 同 同 年 〇月一〇日 |
| さきふや薬局 | 伊達郡川俣町字鉄炮町七六 | | | 同 同 年 〇月一〇日 |
| 山内薬品薬局 | 喜多方市塩川町東栄町一丁目二一六 | | | 同 同 年 〇月一〇日 |
| 喜多方あいあい薬局 | 喜多方市字三丁目四七八一 | | | 同 同 年 〇月一〇日 |
| ささやの杜薬局 | 福島市笹谷字古屋敷四一 | | | 同 同 年 〇月一〇日 |
| 有限会社小野寺薬局 | 福島市万世町二一三六 | | | 同 同 年 〇月一〇日 |
| 株式会社あさがお薬局 | 福島市入江町二一一九 | | | 同 同 年 〇月一〇日 |
| 長尾薬局 | 西白河郡矢吹町中町二五四 | | | 同 同 年 〇月一〇日 |
| グリーンライト訪問看護ステーション | 福島市飯坂町湯野字梁尻一一 | | | 同 同 年 〇月一〇日 |
| 福島県告示第七十八号 | | | | 同 同 年 〇月一〇日 |
| 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。 | | | | 同 同 年 〇月一〇日 |
| 平成二十五年二月八日 | | | | 同 同 年 〇月一〇日 |
| 福 島 県 知 事 | 佐 藤 雄 平 | | | |

福島県告示第八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。
平成二十五年二月八日

| | | | | |
|-------|---------------|--------------|-----------|--------------|
| 氏名 | 住 所 | 施術所名 | 施術所の所在地 | 指定年月日 |
| 藤原 義尊 | 伊達市保原町字赤橋二二一三 | 在宅訪問マツサージあいの | 福島市森合字台ノ前 | 平成二十五年一月二十五日 |

福島県知事 佐藤 雄平
（社会福祉課）
て福島中央店

福島県告示第八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により、保安林の指定をする予定である旨の通知することになっていて次に掲げる者については、その所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を白河市役所の掲示場に掲示し、その要旨を次のとおり告示する。
平成二十五年二月八日

- 福島県知事 佐藤 雄平
- 一 所在の不明な者の氏名及びその者に係る森林の所在場所
 - 1 氏名 三宅正明
 - 2 森林の所在場所 白河市双石上日影一五九の二
 - 二 通知の内容の要旨
 - 1 土砂の崩壊の防備のため、前記森林を保安林に指定する予定であること。
 - 2 指定後における当該森林についての指定施業要件は、保安林の指定をする予定である旨通知があった件（平成二十四年福島県告示第六百十二号）によること。
（森林保全課）

福島県告示第八十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。
平成二十五年二月八日

一 起業者の名称
福島市
福島県知事 佐藤 雄平

（社会福祉課）

二 事業の種類

福島市パークゴルフ場整備事業並びにこれに伴う排水路付替事業及び附帯事業

三 収用又は使用の別を明らかにした起業地

1 収用の部分 福島県福島市山田字細谷、字中井、字日向、字牛ヶ首及び字丸山地内

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
1 法第二十条第一号の要件への適合性
福島市パークゴルフ場整備事業並びにこれに伴う排水路付替事業及び附帯事業（以下「本件事業」という。）のうち、福島市パークゴルフ場整備事業（以下「本体事業」という。）は、法第三十二条に掲げる地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行に伴い生じた排水路付替事業（以下「関連事業」という。）

は、法第三条第五号に掲げる地方公共団体が設置する用水路、排水路に該当し、附帯事業は法第三十五条に該当する。

以上のことから、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性
起業者は、福島市総合計画及び福島市復興計画に基づき、本件事業を行うこととしており、今年度、必要な予算措置を講じているため、事業遂行の意思と能力があると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性
（一）得られる公共の利益
近年の余暇時間の増大、健康志向、価値観の多様化等により市民の各種スポーツ・レクリエーション等生涯スポーツへの参加者は年々増加している。中でもパークゴルフ愛好者は増加しており、平成二十四年四月現在、福島市パークゴルフ協会会員数は七百二十一名となっている。

平成二十三年度において、県大会は八大会開催されているが、福島市内には公益社団法人日本パークゴルフ協会公認コース（以下「公認パークゴルフ場」という。）が整備されていないため、福島市以外で大会が開催されており、福島市内の大会参加者は、大会の度に自家用車で移動しなければならず、交通事故等も危惧されている。

また、市・県北地方の大会は十大会開催されたが、福島市内には公認パークゴルフ場がないため、現時点のみ特例で県営あづま総合運動公園の多目的広場での大会開催を認めているが、施設は公認コースの条件を満たしていないため、今後は大会開催会場として認められない可能性があり、近隣で気軽に大会参加できる

機会が減少することが懸念される。

本件事業は、福島市総合計画において掲げる「スポーツ・レクリエーションの振興」の「スポーツ施設の整備充実と効率的活用の促進」の事業として位置づけられており、福島市復興計画においては、希望ある復興を進めるための事業計画「元氣プロジェクト」の復興シンボル事業の一つとしている。

本件事業の施行により、市民ニーズに対応したスポーツ・レクリエーション活動の普及・促進を図ることに加え、市民の相互交流や連携促進による健康で生きがいのあるスポーツのまちづくりを進めることで地域の活性化につながることから、「スポーツ振興」や「希望ある復興」を着実に進めることができる。

さらに、パークゴルフは、子どもからお年寄りまで気軽に楽しむことができ、体力向上や健康維持・増進などさまざまな分野で活用されるスポーツである。そのため、市内小中学校の授業での利用や学習センターでのスポーツ講習会等の事業での利用が見込まれ、愛好者だけでなく、幅広い年代の利用が期待され、生涯スポーツの推進を図ることができる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(二) 失われる利益

起業者が、希少野生動植物の情報について福島県自然保護課に照会したところ、起業地周辺において、希少野生動植物の生息及び生育は確認されなかった。

起業地内には、埋蔵文化財が存在するが、試掘調査の結果、事業着手に支障はなく、工事の際、埋蔵文化財が発見された場合には福島市教育委員会と協議することとしている。

なお、起業地は、福島県自然環境保全条例（昭和四十七年福島県条例第五十五号）に定める自然環境保全地域及び緑地環境保全地域には指定されていない。したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

起業者は、起業地の選定に当たって、市内二箇所を候補地とした上で比較検討を行っているが、社会的、経済的及び技術的条件を総合的に勘案すると、本起業地が最も合理的であると認められる。

また、本件事業の施行に伴う用排水路付替事業及び附帯事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。以上ことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると認められる。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

福島市内での大会開催は、特別として公認コースの条件を満たしていない施設において大会を開催しているが、今後は引き続き開催することができなくなる可能性があり、近隣で手軽に大会参加できる機会が減少することが懸念され、地元からは施設整備に対する強い要望が出されている。

さらに、本件事業は福島市総合計画に基づき施行するものであり、福島市復興計画においては「元氣プロジェクト」の復興シンボル事業の一つとしている。以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性
起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲と認められる。

また、本起業地は全て本件事業の用に恒久的に供されるものであるため、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

以上ことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

起業地を表示する図面の長期縦覧の場所
福島市役所保健体育課

(土木総務課用地室)

公 告

公告第33号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム維持管理業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。
平成25年2月8日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の件名及び数量 福島県税務システム維持管理業務 一式

(2) 調達案件の仕様等 仕様書による。

(3) 履行期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(4) 履行場所 福島県庁（福島県福島市杉妻町2番16号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）